

2026 年 10 月 1 日 全 5 頁

防衛関連の投融資に関する欧州の議論

日本の金融機関・投資家への示唆

金融調査部 主席研究員 太田 珠美

[要約]

- 欧州ではサステナブルファイナンスの枠組みで防衛に対する投融資の位置づけが議論になっている。英国や EU は、サステナブルファイナンス関連制度が防衛産業を含む特定の産業への資金調達を一律に妨げるものではない、との考え方を明確にしている。
- 防衛関連の投融資には人権への負の影響や、製品が国際法違反につながる形で利用されるリスクなどがあることから、2026 年 7 月「防衛関連企業への責任ある投資のためのガイダンス（GRID）」の協議用ドラフトが公表されている。防衛関連への投融資は投資家ごとに判断が異なることを前提に、スクリーニングやデューディリジェンスなど、様々な観点から論点整理がなされている。
- 防衛関連の投融資は、既存の ESG 評価や公開情報のみではリスクを十分に把握しにくい。欧州の複数の機関投資家の間では、欧州の防衛関連企業および ESG データプロバイダーに対し、防衛事業に関する情報開示の透明性向上を求める協働エンゲージメントを行うイニシアティブを立ち上げる動きがある。
- 日本でも、防衛産業への官民投資を促進する方針が示されており、金融機関・投資家が投資を検討する機会も増えていくことが考えられる。社内の検討プロセス、リスクを評価・モニタリングできる体制の整備状況など、再点検しておくことが望ましいだろう。

1. 欧州のサステナビリティ関連規制における防衛の取り扱い

従来、武器・兵器関連事業はサステナブルファイナンスの枠組みではネガティブ・スクリーニングの対象となるなど、慎重に扱われることが多かった。しかし、2022年のロシアによるウクライナ侵攻など世界的に地政学リスクが強く意識されるようになり、各国・地域において防衛や安全保障を強化する動きが見られる。

欧州では、サステナブルファイナンス関連制度が防衛産業を含む特定の産業への資金調達を一律に妨げるものではないとの整理が示されるとともに、防衛力強化に向けて、公的資金だけでなく民間資本の動員が政策課題として位置づけられている。英国では2025年、金融行為規制機構（FCA）がサステナビリティ関連規則において、防衛関連の投融資を妨げるような規定はないとの見解を示した¹。FCAのサステナビリティ関連規則の目的は①「サステナブル」を謳う投融資に関する情報について、資金の出し手が信頼できるものとし、かつ容易に理解できるようにすること、②市場におけるサステナビリティ関連情報の質を向上させること、の2点にあり、防衛関連の投融資は各金融機関・投資家の判断に委ねられるべきであることを明確にした。

EUにおいても欧州委員会が2025年に“COMMISSION NOTICE on the application of the sustainable finance framework and the Corporate Sustainability Due Diligence Directive to the defence sector”を公表している。この中では、サステナブルファイナンスの枠組みにおける防衛産業の取り扱いなどに関する公式見解が示されており、SFDR（Sustainable Finance Disclosure Regulation）（資産運用会社等に対するサステナビリティ開示を求める規則）やCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive）（企業に対してサステナビリティ情報開示を求める指令）、CSDDD（Corporate Sustainability Due Diligence Directive）（企業に対しサステナビリティに関するデューディリジェンスの実施を求める指令）など、EUのサステナブルファイナンスを推進する様々な政策における防衛産業の取り扱いについて見解が述べられている。総じて、これらの制度は防衛産業を含むいかなる産業の資金調達を妨げるものではないこと、防衛産業への投融資は他の分野への投融資と同様に、個々のケースごとに評価されるべきであるとの整理がなされている。

2. 防衛関連の投融資において金融機関・投資家が留意すべき事項

英国やEUでは、政策当局からサステナブルファイナンス関連制度が防衛関連の投融資を一律に妨げるものではないことが明確化され、政府による民間資金の動員も政策的に進める方針が打ち出されている。しかし、従来指摘されている通り、防衛関連の投融資には人権への負の影響や、製品が国際法違反につながる形で利用されるリスク、サプライチェーンの透明性確保が困難である等の課題がある。金融機関や投資家は、こうした防衛関連特有のリスクや課題を踏まえたうえで、それぞれの投融資方針やリスクの許容範囲に応じて投融資判断をしていく必要

¹ FCA “Our position on sustainability regulations and UK defence”（2025年3月11日、2026年6月8日更新）

がある。

2025 年、英国やオーストラリア、フランスの機関投資家などは連名で「責任ある防衛投資のための原則（Principles for Responsible Defence Investment=PRDI）」のコンセプトノートを発表した。投資家が防衛に対する様々なリスクを把握し、適切に管理するため国際的なガイダンス策定を提案する内容である。2026 年 7 月にはこれらの投資家を中心に「防衛関連企業への責任ある投資のためのガイダンス」（Guidance for Responsible Investment in Defence-related companies : GRID）の 2 つの協議用ドラフトが公表されている。1 つは投資家向けのガイダンスである“LONDON CONSULTATION DRAFT INVESTOR GUIDANCE V0.1”であり、もう 1 つは投資家が投融資先企業に対して期待する事項をまとめた“LONDON CONSULTATION DRAFT COMPANY EXPECTATIONS V0.1”である。この 2 つの文書が公表された背景には、①各国政府が防衛分野への投資拡大を求めていること、②防衛に対する投資の定義が流動化していること、③防衛特有の要因によって投資家による十分なモニタリングが難しいこと、の 3 点がある（図表 1）。

図表 1 防衛を取り巻く環境の変化と投資家にとっての論点

観点	背景	投資家にとっての論点
政策の状況	地政学的な緊張が高まる中、各国政府が防衛分野への投資拡大を求めている	防衛産業への民間資本の動員を、金融機関・投資家としてどのように捉えるか
投資対象の変化	従来の防衛企業に加えて、大手テクノロジー企業やスタートアップ企業も防衛関連活動に関与することがある	どこまでを防衛関連企業・防衛関連活動とみなし、投融資判断やモニタリングの対象に含めるか
リスク管理	顧客の多くが国内外の政府機関である。また、防衛産業特有の制度的要因により、投資家によるモニタリングが難しい	制約がある中で、投資先企業の事業活動をどのように確認・評価するか

（出所）“Guidance for Responsible Investment in Defence-related companies LONDON CONSULTATION DRAFT INVESTOR GUIDANCE V0.1” coordinated by EIRIS Conflict Risk Network（2026 年 7 月）p. 7、各種資料より大和総研作成

投資家向けのガイダンスには、防衛関連の投資判断は投資家によって異なることを前提に、各投資家が留意すべき事項が整理されている。スクリーニングを設定する際の考え方、投資前および投資後のデューディリジェンスのポイント、不祥事・論争事案への対応、投資先企業とのエンゲージメント、顧客およびステークホルダーへの説明などの考え方がまとめられている。

もう 1 つの企業向けの文書は、投資家が上記ガイダンスに基づき投資の評価等を行うにあたり、投資先企業に対して期待する事項を整理したものである。国際法違反や重大な人権侵害への加担回避、人権の尊重、贈収賄や腐敗行為の排除、責任あるロビー活動・政策関与、倫理的に事業活動を行うことなどが盛り込まれている。なお、これらは既存の国際人道法や、国際刑

事法、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」といった既存の国際的な枠組みに則った内容となっており、企業に対して独自の（新たな）期待事項を設けているわけではない。

3. 日本の金融機関・投資家への示唆

日本においても昨今の国際情勢を受け、安全保障の強化は重要な政策課題の1つと位置づけられている。経済産業省と防衛省が開催した「日本成長戦略会議 防衛産業ワーキンググループ」の第1回資料には、対応の方向性として「（前略）**防衛産業による能動的な成長投資**を含めた官民投資を促進し、『**防衛と経済の好循環**』を創出していく」（筆者注：引用部分下線略）ことが記載されている²。今後、日本の金融機関や投資家の投資機会が増えていく可能性がある。

既に多くの金融機関や投資家がサステナブルファイナンスに取り組んでいる。サステナブルファイナンスに取り組んでいる金融機関や投資家は、防衛に対する投融資の位置づけを改めて確認しておく必要があるかもしれない。金融機関や投資家の多くは、国際条約で禁止されている兵器や非人道的兵器の製造に関与する企業を投融資対象から除外する方針を掲げており、人権方針も整備している。こうした方針が実務に反映されているか（個別の判断に関する社内の検討プロセス、リスクを評価・モニタリングする体制の整備状況など）、再点検しておくことが望ましい。

GRIDの投資家向けガイダンスでは、スクリーニングやデューディリジェンス、エンゲージメントなどの前段階として、まず投資家が以下の視点などに基づき、自らの状況を整理することを推奨している³。自社の投資哲学や投資戦略と責任投資との関係、防衛関連投資について評価やモニタリングを行う専門能力の有無、投資のエコシステムに与える影響やステークホルダーからの期待などを客観的に把握することが、防衛関連投資に対する各種判断の軸となるためだ。これらの視点は日本の金融機関や投資家の参考になるだろう。

- ✓ 自社の投資哲学や投資戦略と防衛関連企業との関係
- ✓ どの資産クラスに、どのような形で投資しているか
- ✓ ビジネスと人権に関する国際基準へのコミットメントやプロセスを十分に組み込んでいるか
- ✓ 防衛分野やビジネスと人権に関する国際基準について公的なコミットメントを表明しているか。また、投資戦略はそれらの表明内容と整合しているか
- ✓ 防衛関連投資に伴う法的リスク、レピュテーションリスク、人権リスク、財務リスクを

² 経済産業省・防衛省「日本成長戦略会議第1回 防衛産業WG 事務局説明資料」（2026年2月）p. 16

³ “Guidance for Responsible Investment in Defence-related companies LONDON CONSULTATION DRAFT INVESTOR GUIDANCE V0.1” coordinated by EIRIS Conflict Risk Network（2026年7月）、Appendix 3より。

組織として認識しているか

- ✓ 投資のエコシステムの中で自らはどの立場にあるか（例：アセットオーナー、アセットマネージャー、プライベートエクイティ、プレシード投資家など）
- ✓ どの領域で最も大きな影響力を持ち、どの領域では影響力が限定的か。また、その対象は誰か（例：直接保有銘柄、運用委託先、間接保有銘柄など）
- ✓ 規制上の制約を受けているか（例：ファンドの商品設計や開示に関する規制、輸出管理、制裁措置、域外適用法制など）
- ✓ 受益者、顧客、所有者から、防衛関連投資や責任投資に関してどのようなマンデート（期待・要請）を受けているか
- ✓ 本拠地を置く国や事業を行う国は、武力紛争への関与や有事への備えという観点でどのような状況にあるか
- ✓ 防衛関連投資へのアプローチの変更を求める内部または外部からの圧力は存在するか
- ✓ ビジネスと人権、国際人道法、国際人権法、国際刑事法、紛争、防衛産業、防衛技術、デュアルユース製品に関する社内専門知識を有しているか

なお、防衛関連の投融资のリスクを把握するにあたって必要な情報の収集は、大きな課題の1つである。欧州では複数の機関投資家が、欧州の防衛関連企業および ESG データプロバイダーに対し、防衛事業に関する情報開示の透明性向上を求める協働エンゲージメントを行うイニシアティブを立ち上げる動きがある⁴。同イニシアティブは、企業に対してはデュアルユース（軍民両用）の収益に関する透明性、人権デューディリジェンス、輸出および最終用途の管理、AI やデュアルユース技術に関する安全管理措置を、ESG データプロバイダーに対しては提供する情報の質と一貫性についてエンゲージメントを行う方針であるようだ。既存の ESG 評価のみでは防衛に関するリスクを十分に把握することが難しい場合があり、これは日本の金融機関・投資家においても今後の検討課題と考えられる。

⁴ Global Advisory Alliance “[New investor engagement initiative targets transparency gaps in defence and dual-use sectors](#)”（2026 年 9 月 14 日）